

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、国土交通省九州地方整備局佐賀国道事務所長から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和 6 年 6 月 21 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

- 1 作業種類 公共測量（用地測量）
- 2 作業期間 令和 6 年 6 月 3 日から令和 6 年 12 月 20 日まで
- 3 作業地域 多久市東多久町及び小城市小城町